

御坊市スケートパーク整備設計監理業務委託仕様書

1 総則

(適用)

- (1) 本仕様書は、御坊市（以下「発注者」という。）が委託する「御坊市スケートパーク整備設計監理業務委託契約」に適用し、業務受注者（以下「受注者」という。）は、契約書及び本仕様書（以下「契約条項」という。）に沿って委託業務を実施する。
- (2) 本業務委託は、発注者と協議するとともに、一般社団法人日本スケートボード協会の監修に基づき行うものとする。なお、一般社団法人日本スケートボード協会との契約は御坊市で行う。
- (3) 本業務委託は、設計図書（発注者が御坊市スケートパーク整備に係る設計監理業務事業者及び工事施工事業者一括発注公募型プロポーザルにおいて公表した説明書その他資料及びこれらに関する質疑回答をいう。以下同じ。）、本仕様書、和歌山県測量業務共通仕様書、和歌山県土木設計業務等共通仕様書、建築設計業務委託共通仕様書及びその他関係法令を遵守すること。

(契約上限金額)

18,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(協議報告)

受注者は、委託業務の実施に当たり、常に発注者と連絡をとり、作業上の打合せ事項については、協議書又は打合せ記録を作成するとともに、発注者に作業の進捗状況を報告する。

(貸与資料)

発注者は、委託業務の実施に必要な資料を受注者の請求により貸与することができるものとする。

(主任技術者)

- (1) 受注者は、委託業務を実施する主任技術者を定め、発注者に届け出る。主任技術者を変更する時は、事前に発注者と協議の上、発注者に届け出る。
- (2) 主任技術者は、委託業務の全般にわたる業務管理を行う。

(作業計画)

- (1) 受注者は、契約後速やかに発注者と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して発注者の承認を得なければならない。
- (2) 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び担当技術者、その他必要事項を記載する。

(成果物の帰属等)

- (1) 委託業務の実施に当たって作成した調査・検討資料、成果物及び収集した情報は、

すべて発注者に帰属し、受注者は発注者の承認を得ることなく他に公表・貸与してはならない。

- (2) 発注者は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果物の提出を求めることができる。
- (3) 受注者は、契約期間の終了後であっても、納入した成果物に遺漏等が発見された場合は、全て受注者の責任において速やかに訂正を行う。

(秘密の保持・情報の管理)

受注者は、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(事故発生による損害)

受注者は、情報の紛失若しくは盗聴等の事故により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(情報管理方法の指定)

受注者は、データの取り扱いに当たっては、データ保護管理規定を制定し、規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(疑義)

受注者は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。

2 業務内容

(1) 実施設計業務

(設計の条件)

本業務は、御坊総合運動公園内に新設するスケートパーク施設のあり方（環境面・景観面）を明確にした設計を行うこと。

- ① 計画地は、御坊総合運動公園整備の際に設置された雨水調整池であることから、その機能について、厳守すべき法的、構造的、雨水容量その他基準を満たす必要がある。スケートパーク整備後も、調整池としての機能を継続させる設計を行うこと。
- ② 御坊総合運動公園は供用中の公園であり、指定管理者による管理運営を行っている。また、公園内では、野球、各種イベント、遊具で遊ぶ親子等、多様な利用者が活動しているため、公園の特徴を取り入れた設計を行うこと。
- ③ スケートボードを始め整備後に利用可能な各スポーツの特性、規則・規定、文化等を把握・整理すること。
- ④ 御坊市スケートボード協会の意見を適宜設計に反映させること。なお、御坊市スケートボード協会との調整は御坊市において行う。
- ⑤ 長期間の利用が可能な素材での設計を行うこと。また、舗装構造は明示して提案すること。
- ⑥ 完成後のスケートパークの維持管理方法を記載したメンテナンスマニュアルを作成す

ること。

(実施設計業務)

ア 設計業務の実施に当たっては、本市及び必要に応じて本市関係機関等と協議を行い進めるものとする。また、実施設計は、工事の実施に必要な内容を明示し、工事内訳明細書を作成すること。

イ 与条件の確認及び調査

- ① 与条件や基本設計の把握と整理
- ② 適用設計条件や設計基準の確認
- ③ 関連機関との調整内容の確認
- ④ 現地詳細調査（設計対象地とその周囲）
（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等）

ウ 実施設計の検討

- ① 基本設計内容の整合性確認
- ② 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- ③ 安全性・機能性に関する検討と設定
- ④ 施工性・市場性に関する検討と設定
- ⑤ 維持管理に関する検討と設定
- ⑥ 既存施設の保存・撤去・再利用に関する検討と設定
- ⑦ 目標工事費との調整

エ 実施設計図の作成

- ① 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
- ② 造成計画平面図の作成
- ③ 施設計画平面図の作成
- ④ 供給処理設備計画平面図の作成（縮尺－1／500程度）
- ⑤ 主要断面図の作成（縮尺－1／200程度）
- ⑥ 主要施設の構造イメージ図の作成（縮尺－1／30～1／100）

オ 工事費の算出

和歌山県における標準単価に基づいた工事費の算出

カ 実施設計説明書の作成

上記イからオの検討資料を取りまとめた実施設計説明書の作成

キ 照査

受注者は、業務委託の履行に当たっては、「詳細設計照査要領」を運用することとし、技術者の配置、照査の実施等の適正化を図ること。

- ① 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ② 設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ③ 成果物の内容の適正照査

ク 打合せ

業務の主要な区切りにおいて必要に応じて監督員と行う打合せ・協議を行い、会議録を作成すること。打合せ・協議には、必要に応じて御坊市スケートボード協会会員を同席させることがある。

ケ 鳥瞰図又は透視図作成

決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージ

スケッチの作成

コ 説明会等の開催支援

関係者向け説明会を開催する際の説明及び資料・会議録を作成する。

(2) 工事監理業務

ア 市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。

イ 適切な段階で所定の性能が確保されていることを確認、検査すること。

ウ 本市が必要により立入検査を行う場合、工事監理者は立ち会うものとする。

エ 報告事項

① 設計業務事業者は、工事監理の着手に際し、提案内容の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ工事監理業務計画書を作成し、以下の書類とともに監督員に提出して確認を得ること。設計業務事業者は、工事監理業務計画書に基づき、工事監理業務を行うものとする。

- ・工事監理体制表
- ・工事監理者選任届（経歴書添付）
- ・工事監理業務着手届

② 設計業務事業者は、工事監理に関する記録簿を工事監理報告書として作成し、市に提出すること。提出時期、回数については監督員と協議すること。なお、工事監理報告書は、工事の進捗状況、監理状況の記録等を記載するものとし、以下の事項を想定する。

- ・主要報告事項（工事概要、工事進捗状況）
- ・工事監理状況報告事項（協議、指示、承諾、立会、検査等の状況等）
- ・次月の主要監理課題 等

3 成果物

（成果物）

本委託業務の成果物は次のとおりとする。

(1) 業務委託報告書

報告書は、1部提出する。製本は、バインダータイプとする。

- ・実施設計図
- ・鳥瞰図又は透視図（A3サイズ1枚）
- ・実施計画説明書（使用上のルールなど管理運営の基本方針、利用促進に向けた提案、維持管理に要する費用の試算を含む。）
- ・メンテナンスマニュアル
- ・工事費内訳書
- ・打合せ会議録
- ・照査報告書
- ・その他関連資料（参考文献一覧、作成した図面の原典資料等で加工可能なもの）

※縮尺は、監督員の指示によること。

(2) 電子データ

電子データはCD-R又はDVD-Rで2部提出する。内容は、本業務委託で製本を行った成果を、元のデータ形式及びPDF形式に変換したもので納める。また、図面データはDWG形式及びJWW形式と、PDF形式に変換したものを納める。これらは、ウイル

ス対策を行ったうえで提出すること。ウイルス対策におけるウイルスチェックソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新したものを利用すること。

CD-R又はDVD-Rのラベル表面には、下記の6項目を記載すること。

- ① 業務委託件名
- ② 作成年月（完了年月）
- ③ 発注者名
- ④ 受注者名
- ⑤ 何枚目／全体枚数
- ⑥ ウイルスチェックソフトによるチェックを行った年月日

4 検査及び引渡し

- (1) 受注者は、委託業務を完了したときは、その旨を委託業務完了通知書により発注者に通知しなければならない。
- (2) 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けた時は、その日から10日以内に受注者の立会いの上、説明書等に定めるところにより、委託業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- (3) 前項に規定する検査に完了した時をもって、成果物の引渡しを完了したものとする。

5 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項に関して不明点がある場合は、監督員と協議すること。
- (2) 業務の進捗状況に応じて、適宜監督員へ報告すること。
- (3) 現地調査中に危険箇所が発見された場合は、ただちに監督員に報告すること。
- (4) 本業務で作成に使用した資料については、その出典を明らかにするとともに、指示があったものは、整理のうえ提出すること。
- (5) 故意又は過失により御坊市又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、受注者の責任と負担において損害を賠償すること。
- (6) 市内業者への発注や資材の調達を行うなど、地域振興及び地域経済への貢献に努めること。
- (7) 本事業は、独立行政法人 日本スポーツ振興センターが行う助成金制度を活用して実施するので、制度の趣旨を十分理解して業務を行うこと。